

# 小松加賀環境衛生事務組合議会定例会条例

昭和 53 年 12 月 1 日  
条 例 第 3 号

改正 平成 8 年 12 月 12 日 条例第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条第 2 項の規定に基づき、小松加賀環境衛生事務組合議会定例会は、毎年 2 回とする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成 8 年条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。